

## 第5章

保全等に配慮すべき地域又は対象



## 第5章 保全等に配慮すべき地域又は対象

### 5-1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

#### (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象について、以下の A～C の 3 ランクに分けて整理した。

- ・ A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・ B ランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・ C ランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

#### 【A:特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象】

特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、第 5-1 表のとおりである。

第 5-1 表 本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市、多賀城市が指定している植物、動物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市、多賀城市が指定している史跡及び建造物(有形文化財)であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録有形文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	

#### 【B:本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、第 5-2 表のとおりである。

第 5-2 表(1) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)	治水上のため砂防設備を要する土地で、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

第 5-2 表 (2) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-④	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律」 (昭和 12 年法律第 75 号)	土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
自然環境の保全性		
B-⑤	鳥獣保護区特別保護地区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号) 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」 (昭和 60 年告示第 40 号)	地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	
自然との触れ合い性		
B-⑨	県立自然公園 「県立自然公園条例」 (昭和 34 年宮城県条例第 20 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	
B-⑫	埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
生活環境の保全性		
B-⑬	騒音に係る環境基準の AA 類型 (特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

【C:本事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、第 5-3 表のとおりである。

第 5-3 表(1) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (C ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
C-①	災害の危険箇所 「宮城県砂防設備現況図」 (宮城県土木部防災砂防課、平成 20 年) 「土砂災害警戒区域等指定箇所」 (宮城県、平成 28 年)	急傾斜地崩壊等の危険が生じるおそれのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	大規模な造成を要する斜面地等 「地形分類図仙台」(経済企画庁、昭和 42 年) 「地形分類図塩竈」(経済企画庁、昭和 42 年)	急傾斜地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	軟弱地盤 「仙台市史特別篇 I 自然」(仙台市、平成 8 年)	地盤沈下が発生するおそれがあることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
自然環境の保全性		
C-④	注目すべき地形・地質 「日本の典型地形」 (電子国土 Web、閲覧：平成 29 年 2 月)	学術上重要な地形・地質・自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑤	自然性の高い水辺地 「平成 27 年仙台市現存植生図」 (仙台市、平成 28 年) 「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査植生図」 (環境省、平成 11～17 年度)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	注目すべき植物群落 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 29 年) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」 (宮城県、平成 28 年)	保全上重要な植物群落が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑦	注目すべき動物の生息地 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 29 年) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」 (宮城県、平成 28 年)	保全上重要な動物の生息地が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑧	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。

第 5-3 表 (2) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (C ランク)

区分	選定基準	選定理由
自然との触れ合い性		
C-⑨	自然的景観資源 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 29 年)	自然的景観の保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑩	文化的景観資源 「(仮称)東部復興道路整備事業環境影響評価方法書」(仙台市、平成 24 年 11 月)等	文化的景観の保全上重要な屋敷林や建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	景観地区・広告物モデル地区 「杜の都の風土を育む景観条例」 (平成元年仙台市条例第 4 号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区について指定されているものであり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑫	自然との触れ合いの場 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 29 年)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑬	温泉 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (仙台市、平成 28 年)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
生活環境の保全		
C-⑭	騒音に係る環境基準の A 類型 「都市計画法」 (昭和 43 年法律第 100 号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事に方法等に留意が必要である。
C-⑮	湧水 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (仙台市、平成 28 年)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑯	保安林 「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)	国土の保全を目的に定められた地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑰	共同漁業権、区画漁業権 「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」 (平成 25 年宮城県告示第 757 号)等	漁業を営む権利を定められた地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分は第 5-4 表～第 5-6 表及び第 5-1 図～第 5-3 図のとおりである。

配慮区分については計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性を考慮し、これらへの影響の有無について以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分「○」：「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「△」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「×」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象（選定しない）」

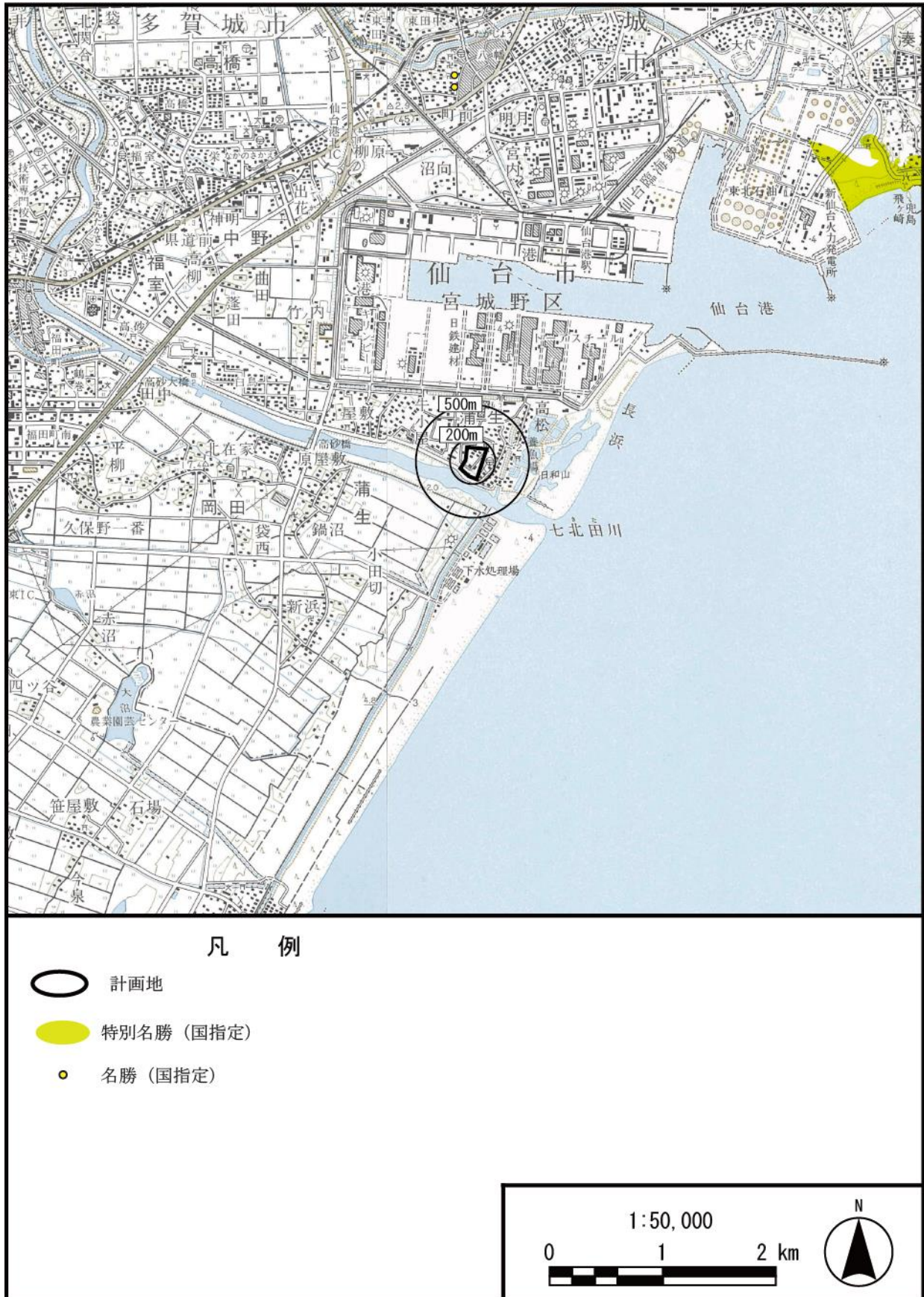
第 5-4 表 保全等に配慮すべき地域又は対象（A ランク）

指定地域		配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）</b>			
自然との触れ合い性			
A-① 天然記念物			
蒲生	カモ（ヒシクイ、コクガン）	△	本事業の計画地は土地区画整備事業として整備された土地であるが、動物の影響が考えられる 200m 以内で確認された可能性がある。鳥類は移動性が高いことから、立地を回避するものではないものの、間接的な影響が懸念される。
大沼	カモ（マガン）		
蒲生	タカ（オジロワシ、オオワシ）		
仙台港			
A-② 指定文化財			
1	特別名勝松島	×	計画地と指定文化財との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2	おくのほそ道の風景地（末の松山）		
3	おくのほそ道の風景地（興井）		
A-③ 登録文化財（調査範囲に存在しない）			

注：配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象（選定しない）

第5-1図 保全等に配慮すべき地域又は対象（Aランク）





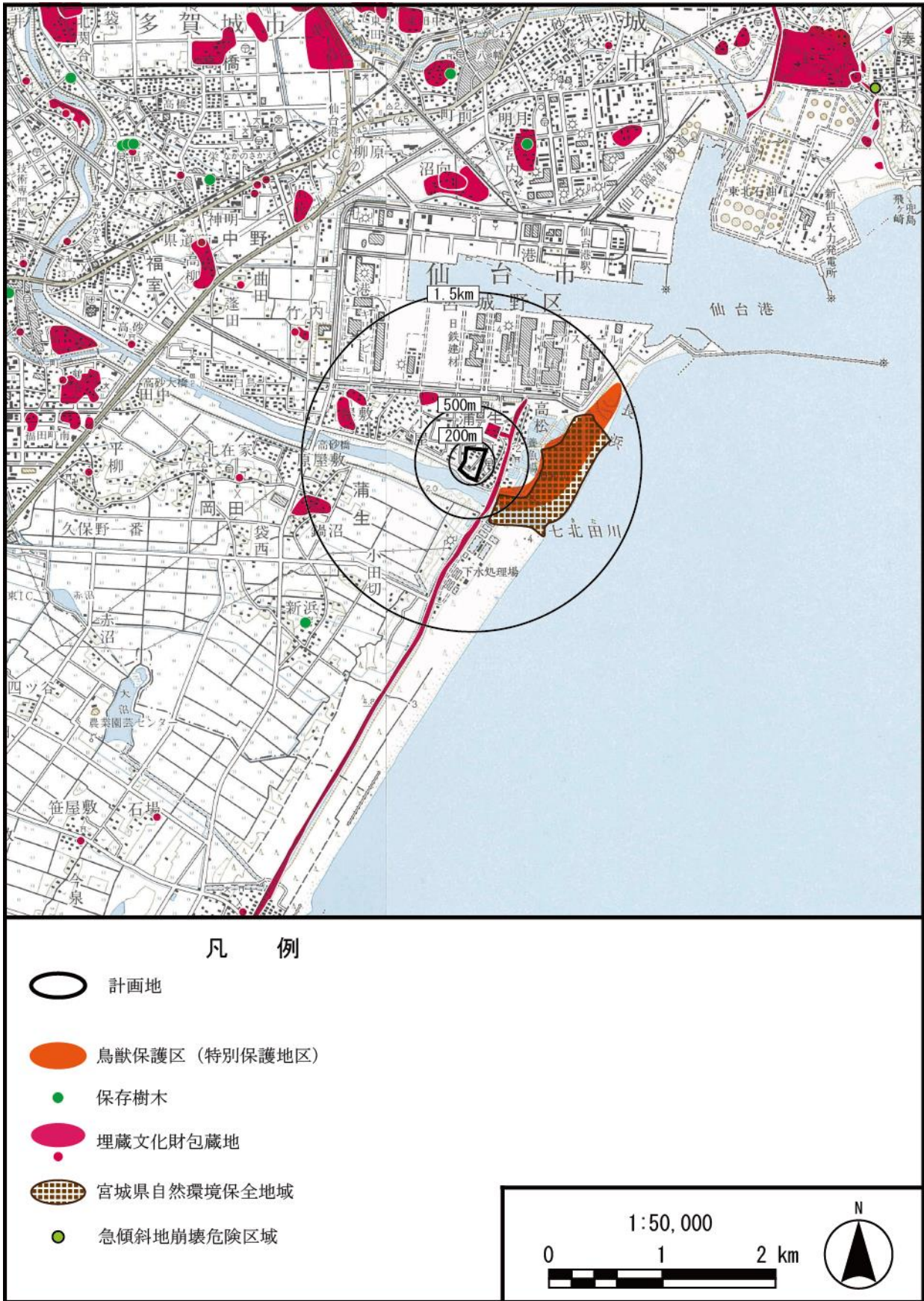
第 5-5 表 保全等に配慮すべき地域又は対象 (B ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)</b>		
土地の安定性		
B-① 砂防指定地	×	調査範囲に砂防指定地はない。
B-② 地すべり防止区域	×	調査範囲に地すべり防止区域はない。
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域	×	計画地と急傾斜崩壊危険区域 (七ヶ浜町の舁形) との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-④ 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	調査範囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域はない。
自然環境の保全性		
B-⑤ 鳥獣保護区特別保護地区	×	計画地と鳥獣保護区特別保護地区との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥ 保存緑地	×	調査範囲に保存緑地の指定地域はない。
B-⑦ 保存樹木	×	計画地と保存樹木との距離は、植物の影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑧ 保存樹林	×	調査範囲に保存樹林の指定地域はない。
自然環境の保全性		
B-⑨ 県立自然公園	×	調査範囲に県立自然公園はない
B-⑩ 県自然環境保全地域	△	計画地と仙台湾海浜県自然環境保全地域との距離は自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
B-⑪ 県緑地環境保全地域	×	調査範囲に県緑地環境保全地域の指定地域はない
B-⑫ 埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) (62ヶ所)	△	計画地と埋蔵文化財包蔵地である蒲生御蔵跡 (米蔵) との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	×	計画地と他の 61 箇所との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以上に以上離れていることから、特に配慮は要しない。
自然環境の保全性		
B-⑬ 騒音に係る環境基準の AA 類型	×	調査範囲に AA 類型の指定地域はない。

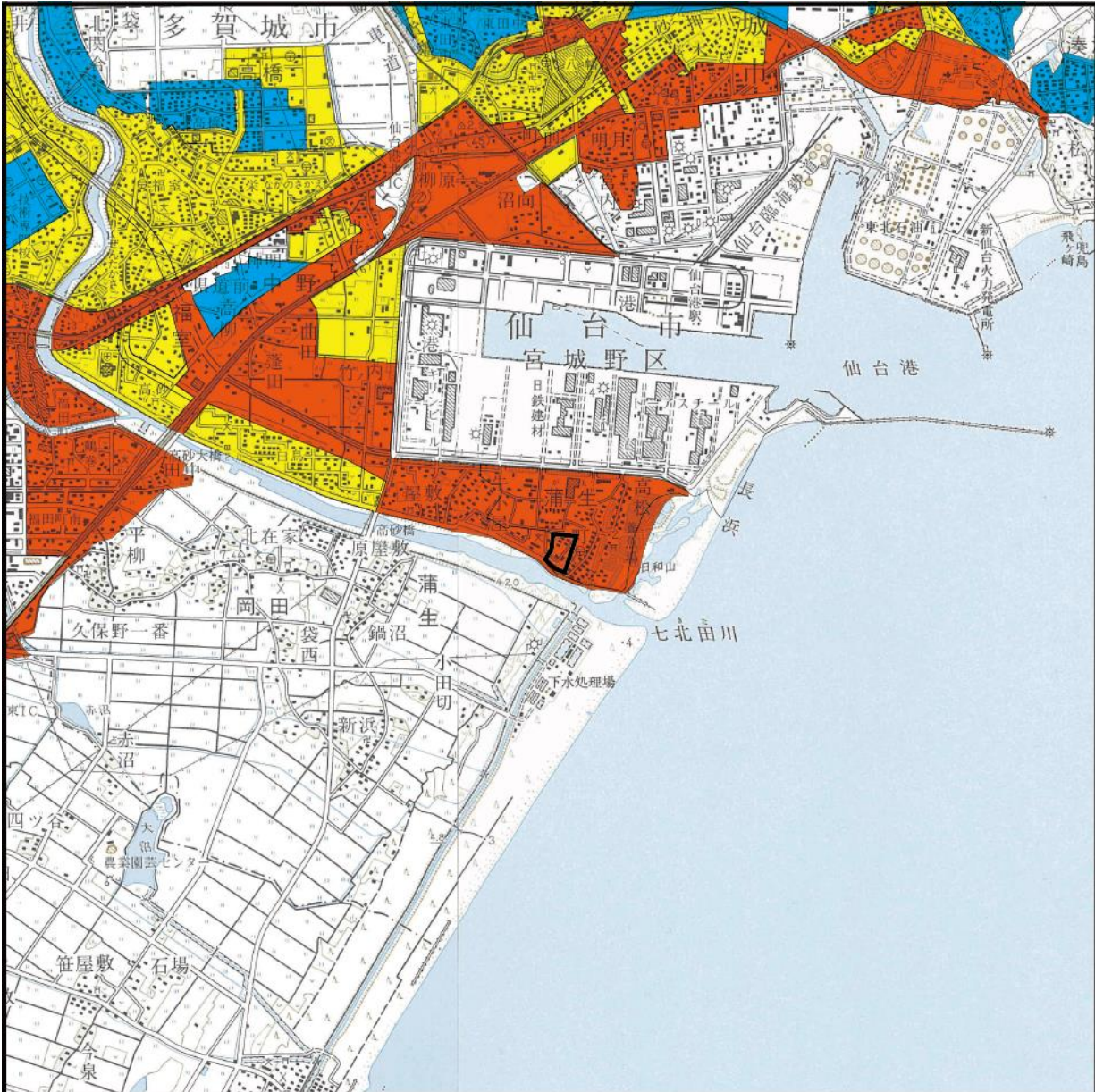
注) 配慮区分は以下のとおりである。

- : 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
  - △ : 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
  - ×
- ×
- ×





第 5-2 図(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)

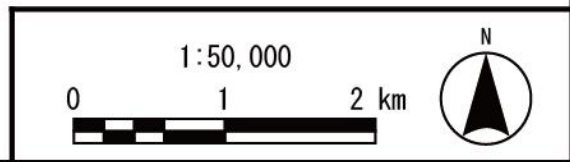


第 5-2 図(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (B ランク)



凡 例

-  計画地
-  A地域
-  B地域
-  C地域



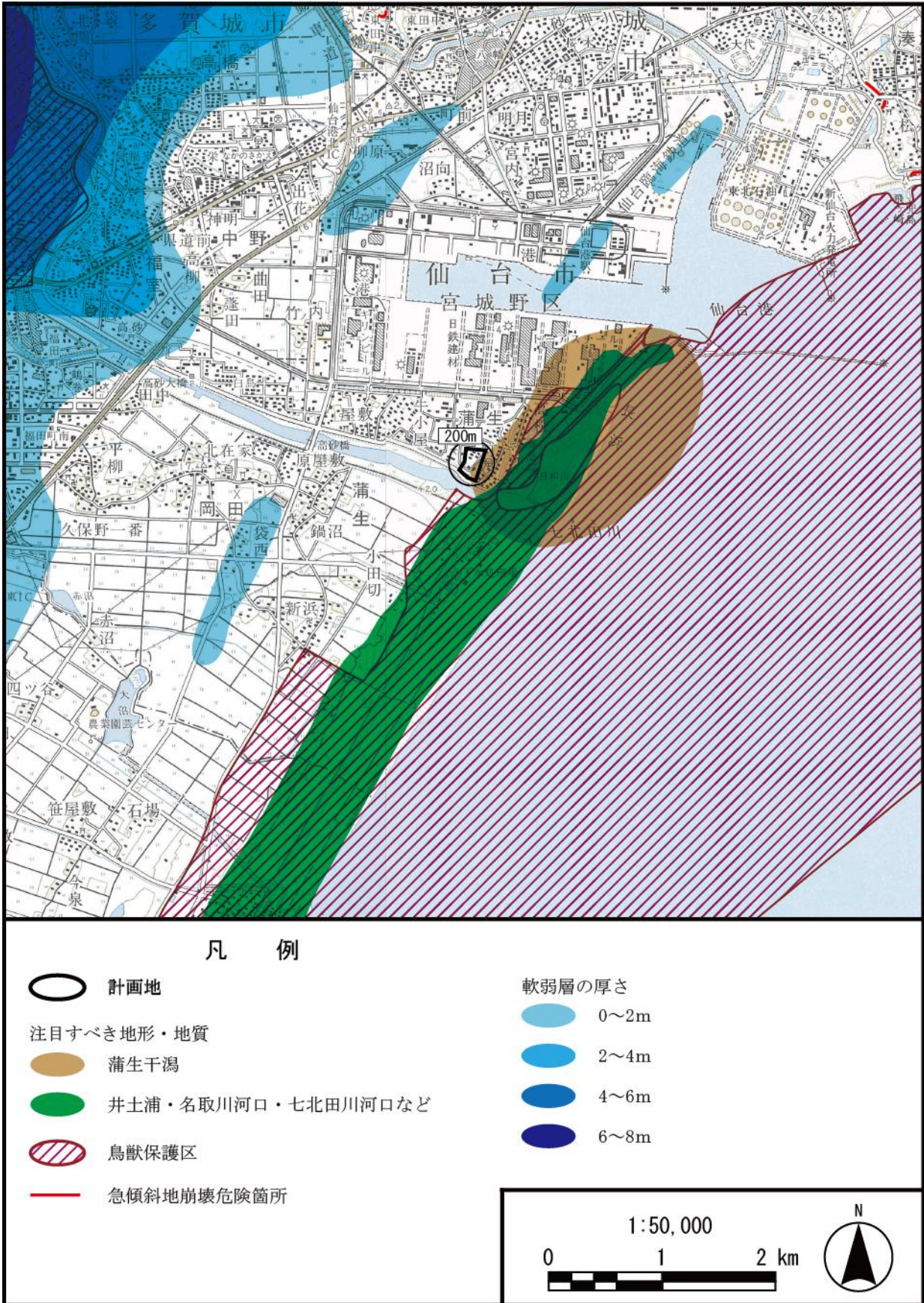
第 5-6 表(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由	
<b>本事業の立地にあたって留意を要する地域又は対象 (C ランク)</b>			
<b>土地の安定性</b>			
C-① 災害の危険箇所	×	計画地と急傾斜崩壊危険箇所 (4 箇所) との距離は、地形及び地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
C-② 大規模な造成を要する斜面地等	×	計画地及びその周辺地域には「急傾斜地」は分布しないことから、事業の立地にあたって留意が必要ない。	
C-③ 軟弱地盤	×	計画地から 200m 以内には軟弱層は分布しないことから、事業の立地にあたって留意は必要ない。	
<b>自然環境の保全性</b>			
C-④ 注目すべき地形・地質	△	計画地と注目すべき地形・地質であるの蒲生干潟までの距離は影響が想定される範囲である 200m 以内にあり、直接的な変更等を行わないことから、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。	
C-⑤ 自然度の高い水辺地	植生自然度 9 ヤナギ低木群落	△	計画地との距離は植物への影響が想定される範囲である 200m 以内にあり、直接的な変更等を行わないことから、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	植生自然度 10 ヨシクラス	△	計画地との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以内にあり、直接的な変更等を行わないことから、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
C-⑥ 植物生育地として重要な地域	△	計画地と注目すべき植物群落である七北田川下流域の河畔植生との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以内にあり、直接的な変更等を行わないことから、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。	
C-⑦ 動物生息地として重要な地域	△	計画地と注目すべき動物の生息地 (哺乳類、鳥類) である七北田川 (中流域～河口) との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。	
C-⑧ 鳥獣保護区	×	計画地と鳥獣保護区との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない	

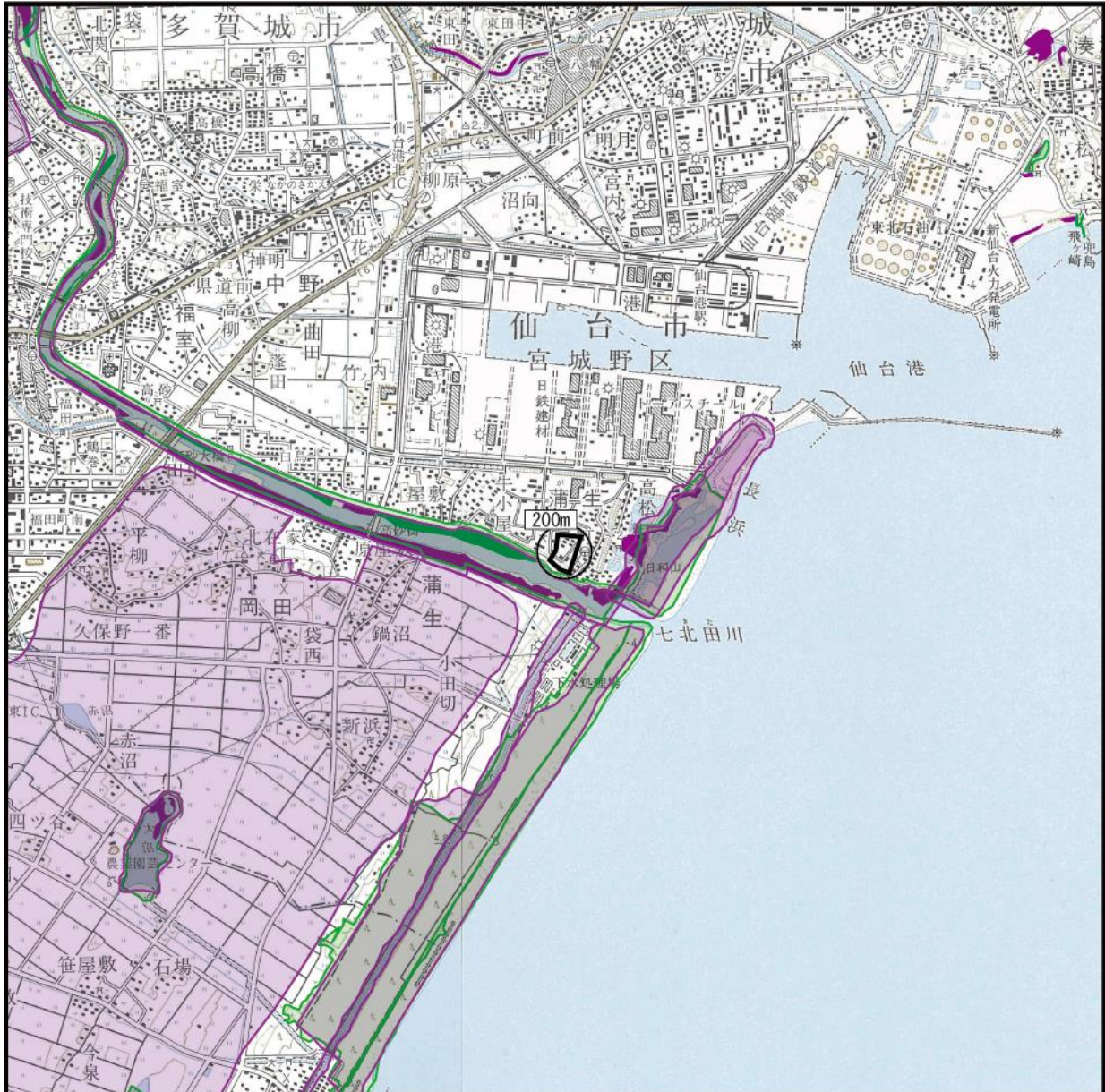
注：配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
  - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
  - ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

第 5-3 図(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

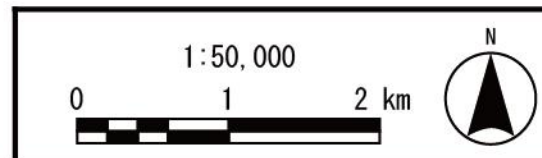


第 5-3 図(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)



凡 例

- 計画地
- 植生自然度:10  
ヨシクラス  
ミゾソバ・ヨシ群落  
ヒルムシロクラス  
塩沼地植生  
砂丘植生
- 植生自然度:9  
ヤナギ低木群落 (IV)  
マサキ・トベラ群落
- 植物生育地として重要な地域  
希少な植物群落
- 動物生息地として重要な地域



第 5-6(2) 表 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
<b>本事業の立地にあたって留意を要する地域又は対象 (C ランク)</b>			
自然との触れ合い性			
C-⑨ 自然的景観資源			
1	蒲生干潟	△	計画地と 1~3 の自然的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
2	長浜	△	
3	仙台湾砂浜海岸(深沼海岸)	△	
C-⑩ 歴史的・文化的景観資源			
11	天照大神宮	△	計画地と 11 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
12	吉窪神社	×	
13	照徳寺	×	計画地と 12~17 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
14	湯殿山神社	×	
15	長楽院不動尊	×	
16	湊神社	×	
17	浄土寺	×	
18	東日本大震災慰霊碑	△	計画地と 18 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
19	志引の森	×	計画地と 19~24 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
20	宝国寺・末の松山	×	
21	沖の井(沖の石)	×	
22	喜太郎神社	×	
23	大代横穴墓群	×	
24	枅形囲貝塚	×	
C-⑪ 景観地区・広告物モデル地区		×	調査範囲に景観地区、広告物モデル地区の指定はない。
C-⑫ 自然との触れ合い			
21	仙台港中央公園	×	自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
22	向洋海浜公園	△	自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
23	農業園芸センター	×	自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
24	長浜	△	自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
25	蒲生干潟	△	
—	公園	△	自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内に向洋海浜公園があり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
C-⑬ 温泉		×	計画地と温泉との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
生活環境の安全性			
C-⑭ 騒音に係る環境基準の A 類型		×	計画地と騒音に係る環境基準の A 類型との距離は、騒音への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑮ 湧水		×	調査範囲に湧水はない。
C-⑯ 保安林		×	計画地と保安林との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑰ 共同漁業権、区画漁業権		×	計画地の南側の七北田川には内水面の漁業権の設定はないことから、特に配慮は要しない。

注：配慮区分は以下のとおりである。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×

第 5-3 図 (3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

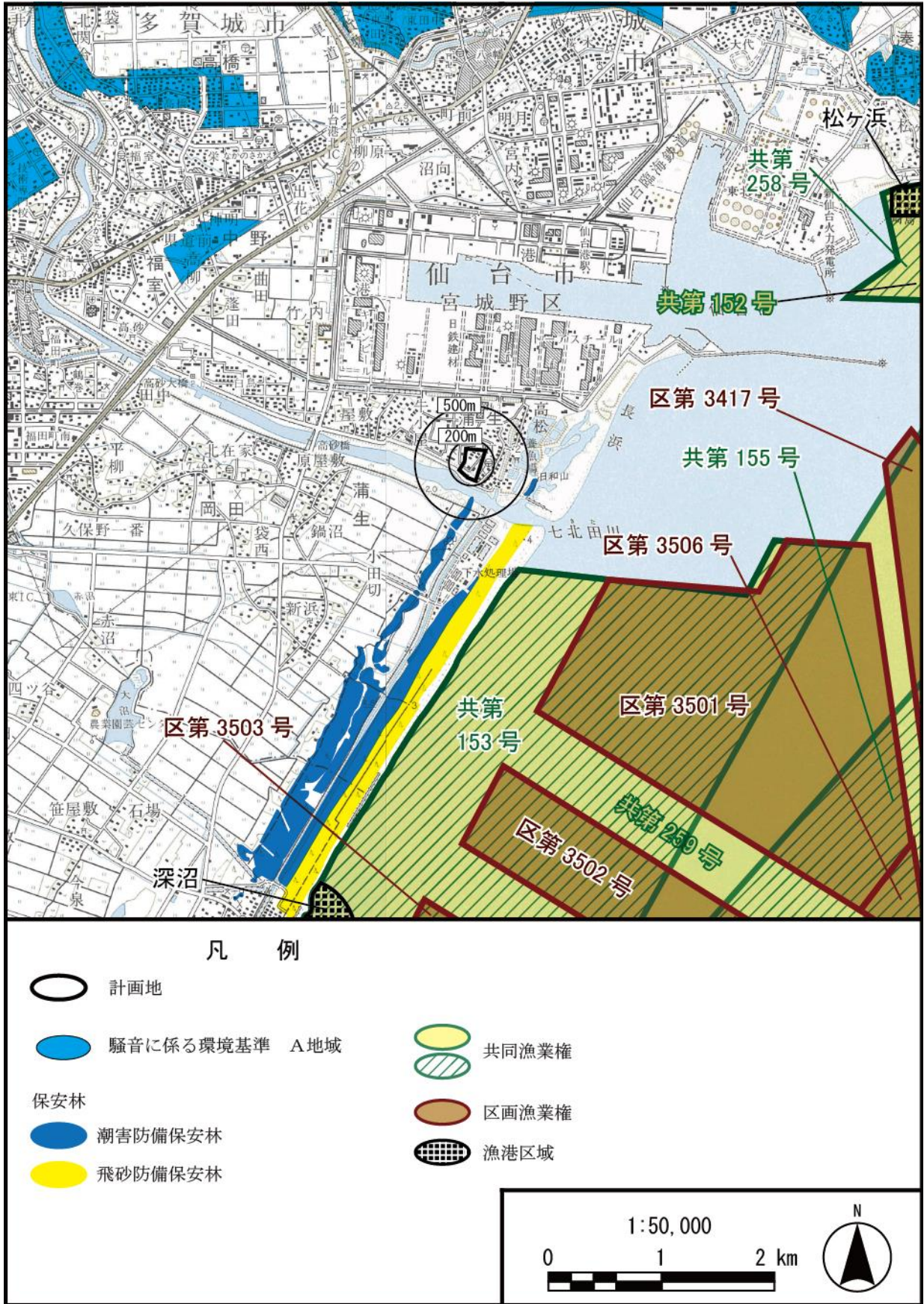




第 5-3 図(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)



第 5-3 図(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)



(3) 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」等の選定結果は第 5-7 表、計画地との位置関係は第 5-4 図のとおりである。

調査範囲には、「事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）」のうちで影響が懸念されるものは蒲生地区で確認されたカモ（ヒシクイ、コクガン）及びタカ（オジロワシ、オオワシ）が存在するが、鳥類は移動性が高いことから、立地を回避するもの（配慮区分：○）ではないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）である。

「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、仙台湾海浜県自然環境保全地域及び埋蔵文化財の蒲生御蔵跡（米蔵）が存在する。

また、「事業の立地にあたって留意する地域又は対象（C ランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、注目すべき地形・地質として蒲生干潟、自然度の高い水辺地として七北田川の河原のヤナギ低木群落及びヨシクラス、植物生育地として重要な地域である七北田川下流域の湖畔植生、動物生息地として重要な地域である七北田川（中流域～河口）の哺乳類及び鳥類生息環境、自然的景観資源である蒲生干潟、仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）及び長浜、歴史的・文化的景観資源として東日本大震災慰霊碑、自然との触れ合いの場である向洋海浜公園、長浜及び蒲生干潟が存在する。

第 5-7 表 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、  
影響が懸念される地域又は対象

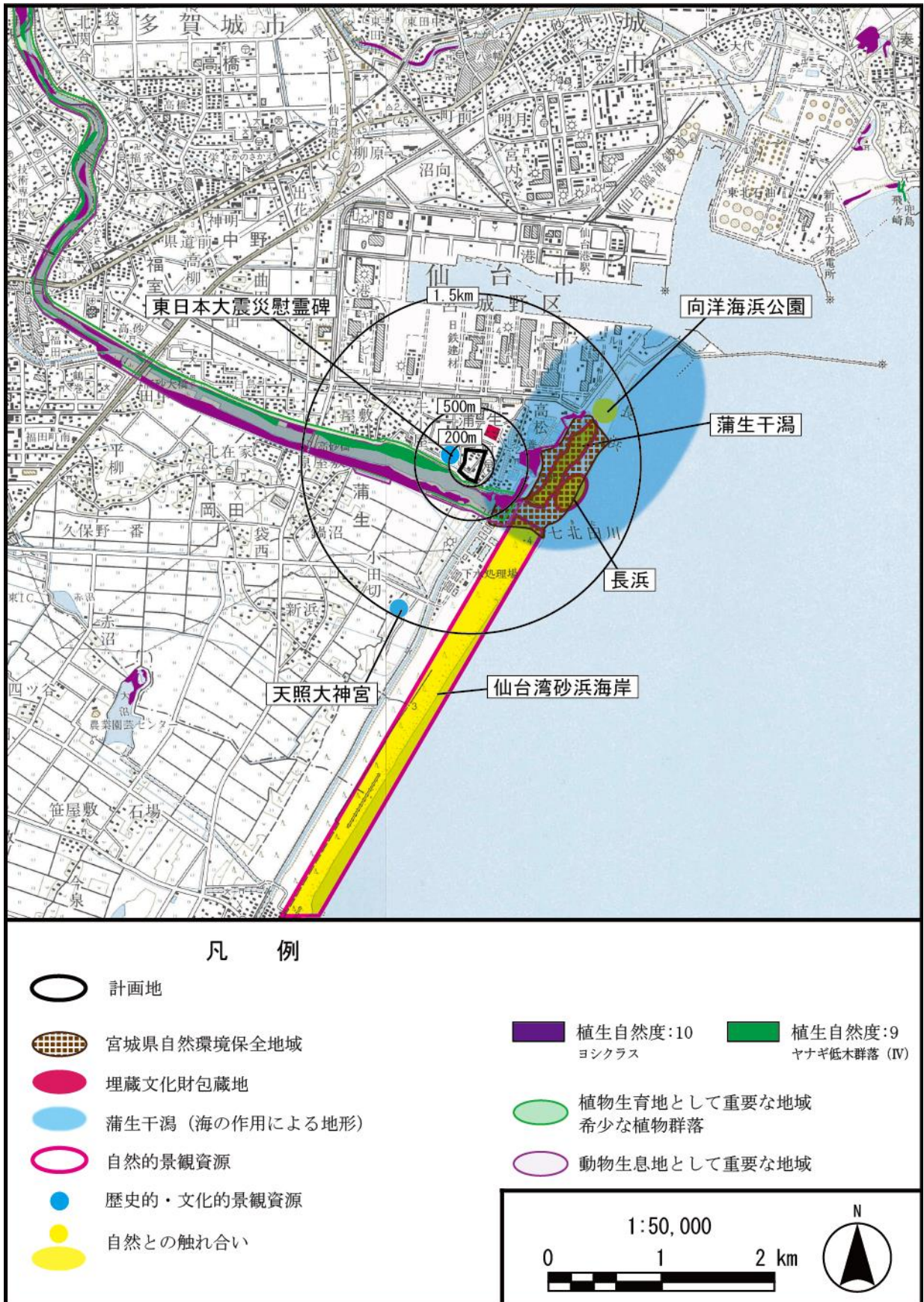
指定地域		配慮区分	
<b>本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）</b>			
A-① 天然記念物	蒲生	ヒシクイ、コクガン	△
	大沼	マガン	
	蒲生	オジロワシ、オオワシ	
	仙台港		
<b>本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）</b>			
B-⑩ 県自然環境保全地域	仙台湾海浜県自然環境保全地域	△	
B-⑫ 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	蒲生御蔵跡（米蔵）	△	
<b>本事業の立地にあたって留意を要する地域又は対象（C ランク）</b>			
C-④ 注目すべき地形・地質	蒲生干潟	△	
C-⑤ 植生自然度の高い水辺地	ヤナギ低木群落及びヨシクラス	△	
C-⑥ 植物生育地として重要な地域	七北田川下流域の湖畔植生	△	
C-⑦ 動物生息地として重要な地域	七北田川（中流域～河口）の哺乳類及び鳥類生息環境	△	
C-⑨ 自然的景観資源	蒲生干潟	△	
	長浜	△	
	仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）	△	
C-⑩ 歴史的・文化的景観資源	天照大神宮	△	
	東日本大震災慰霊碑	△	
C-⑫ 自然との触れ合い	向洋海浜公園	△	
	長浜	△	
	蒲生干潟	△	

注：配慮区分は以下のとおりである。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

第 5-4 図 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、

影響が懸念される地域又は対象



## 5-2 自然環境等への保全の観点から留意すべき事項又は環境保全の方針

今後の事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき事項、環境保全の方針は、以下のとおりである。

### (1) 水象

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき湧水や温泉はないが、本事業においては、施設の稼動に伴う排水は下水道に排水するが、工事中及び供用時の雨水排水は既設の雨水排水溝に排水するため、事業計画の立案に際しては、適切に排水処理することで周辺への影響の低減に留意すると共に、水質に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

### (2) 地形・地質

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき地形・地質として蒲生干潟が確認されているが、直接的な改変は行わないことから立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念されるため、事業計画の立案にあたっては、当該地形への影響がないよう適切な配慮が必要である。

### (3) 植物

計画地は土地区画整備事業で既に造成された用地であるため、注目すべき群落や樹林等は分布していないものの、事前調査の結果、計画地の南側には植物生育地として重要な地域である「七北田川下流域の河畔植生」があり、植生自然度9のヤナギ低木群落、マサキ・トベラ群落が分布するため、事業計画の立案にあたっては、工事中の粉じんや排水に対する適切な配慮が必要である。

また、計画地の東側には、注目すべき群落である「蒲生の塩生植物群落」が存在することから、事業計画の立案に際しては、可能な限りの環境負荷低減に取り組むとともに、植物に係る環境影響評価の実施に留意する必要がある。

### (4) 動物

事前調査の結果、計画地の南側には動物生息地として重要な地域である「七北田川（中流域～河口）の哺乳類及び鳥類生息環境が存在する。

また、計画地の東側には、蒲生干潟が存在し、天然記念物のコクガン等も含め、計画地周辺への鳥類の飛翔等が考えられる。以上のことから、事業計画の立案に際しては、可能な限りの環境負荷低減に取り組むとともに、動物に係る環境影響評価の実施に留意する必要がある。

### (5) 景観

計画地は土地区画整備事業で整備された工業地域であり、近傍には工場が存在しているが、計画地の周辺には、自然的景観資源の長浜、仙台港砂浜海岸（深沼海岸）及び蒲生干潟、文化的景観資源の天照大神宮及び東日本大震災慰霊碑が存在し、施設が存在により計画地周辺の眺望の変化が生じることが考えられるため、事業計画の立案に際しては周囲の景観との調和に留意すると共に、景観に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

(6) **自然との触れ合い**

計画地は土地区画整備事業で整備された工業地域であり、近傍には工場が存在しているが、計画地の周辺には、自然との触れ合いの場として向洋海浜公園、長浜、蒲生干潟が存在する。本事業は、これら自然との触れ合いの場を改変するものではないが、事業計画の立案に際しては工事時及び供用時における車両の通行ルートを選定等に留意するものとする。

(7) **文化財**

事前調査の結果、計画地の周辺には埋蔵文化財包蔵地である蒲生御蔵跡が存在するため、事業計画の立案にあたっては、当該文化財への影響がないよう適切な配慮が必要である。

(8) **その他（大気質）**

本事業の施設の稼働に当たり、窒素酸化物等の大気汚染物質を排出することから、事業計画の立案に際しては、大気汚染物質の排出低減に可能な限り取り組むとともに、大気質に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。